最終更新日：2017年11月1日
小林製薬株式会社
代表取締役社長　小林 章浩
問合せ先：広報総務部　総務・コンプライアンスG　グループ長　大原崇
証券コード：4967
http://www.kobayashi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化という経営の基本方針を実現するためには、株主価値を高めることが重要な課題のひとつと位置づけております。このためには迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて様々な取り組みを実施しております。
また、当社は、経営トップに対しても現場の生の声を直接伝える機会を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持・発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

【株主の権利・平等の確保】
当社は、株主の権利の確保のため、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、議決権行使の環境整備に努め、外国人株主、その他少数株主等様々な株主の権利・平等性の確保に配慮いたします。また、法令を遵守し適切に対応いたします。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】
当社は、「人と社会に素晴らしい『快』を提供する」という経営理念のもと、行動規範や行動原則を遵守し、お客様、地域社会、従業員等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
また、「“あったらいいな”をカタチにする」のブランドスローガンのもと、常にステークホルダーの皆様の「あったらいいな」を実現すべく、社会貢献活動、ダイバーシティに取り組んでおります。

【適切な情報開示と透明性の確保】
当社は、株主の権利の確保のため、法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報や非財務情報の提供にも積極的に取り組んでまいります。

【取締役会等の責務】
取締役会は、株主に対する受託者責任の観点から会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の向上を図る役割を担っているものと認識しております。
社長を中心とする執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を取っており、取締役会の活性化の観点から取締役の人数の最適化も図っております。
社外役員は、経営陣幹部に対して外部の視点から積極的に発言しており、十分に活発な議論がなされております。
また、独立社外取締役を委員長とする「人事指名委員会」、「報酬諮問委員会」を設置しており、取締役等の選任や報酬の決定プロセスの公正性の担保を図っております。

【株主との対話】
当社では、企業価値向上のため株主との建設的な対話を重視しており、双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応をとることが重要と考えております。株主からの対話の申し込みに対しては随時対応しております。 株主との対話には、株主の属性、対話の時期、当社の経営資源等の諸事情を考慮し、IR部門、IR担当役員、経営陣幹部が必要に応じて行っております。
また、株主との対話において、企業価値向上に資する株主の意見については、取締役会に対してフィードバックを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
当社のビジネスモデルは、世の中にない新しい製品をいち早く市場に出すことであります。それを実現するためには様々なステークホルダーとの協力体制が不可欠です。
重要なステークホルダーの株式を保有することにより、当該企業と長期的に良好な関係を築くことができると考えており、業績の向上ひいては当社の企業価値向上に資すると考えております。
政策保有株式につきましては上記観点に基づき毎年取締役会にてレビューを行い、企業価値向上におけるシナジーが認められないと判断した場合は当該株式の売却を検討いたします。
議決権行使は対象会社の企業価値向上および当社への影響を勘案し、必要に応じて当該会社の株主総会に参加し議案を審査することで、賛否の意思表示を行うものといたします。

【原則1－7】
関連当事者間の取引につきましては株主の利益の確保・向上ひいては当社の企業価値向上を阻害しないよう、当社では会社法上の利益相反取引に関する対応と類似した事前承認等によるチェック体制を取っております。
利益相反取引に関する監視体制につきましては、利益相反に関する情報は取締役会事務局に集まる仕組みとなっております。

【原則3－1】
(1)経営理念・経営戦略・経営計画
経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社HP、決算説明会資料等にて開示しております。

2017年度を初年度とした中期経営計画では“当社のありたい姿”として「今までにない新製品をお客様に提供することでお客様のお困りごとを解決する新市場創造No.1企業」と定め、戦略骨子を「実力ある成長」として、以下4項目を掲げております。

1．成長4事業の推進
2．将来のための成長投資
3．新製品育成の強化
4．従業員が成長を実感できる企業

詳細は以下の当社HPにて開示しております。
http://www.kobayashi.co.jp/ir/finance/explain/pdf/1605_08.pdf

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する考え方・基本方針
本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
⑶ 取締役・監査役等の報酬に関する方針・手続
本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項
（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。
⑷ 取締役・監査役等の選任と指名に関する方針・手続
本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項
（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。
⑸ 個々の取締役・監査役候補の選任・指名に関する説明
取締役・監査役の選任・指名につきましては、毎年、株主総会招集ご通知にて開示しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１－１】
当社では、取締役会において、会社法およびその他の法令に規定された事項、定款に規定された事項のほか、取締役会規定などに基づき、経営上の重要な事項について決議事項としており、経営陣への委任の範囲を明確化しております。

【原則４－９】
独立社外取締役を選任するに際し、社内取締役や経営陣幹部に対してはっきり意見を述べることができるかを最も重視しております。
また、下記に該当しない者を独立社外取締役とする客観的な基準を設けております。

a 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
b 当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者
c 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
d 過去2年間においてaからcまでに該当していた者
e 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
（a） aからdまでに掲げる者
（b） 当社またはその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。）
（c） 最近において（b）に該当していた者

【補充原則４－１１－１】
取締役会には「業務執行上の意思決定」と「業務執行の監督」という二つの機能が存在することを前提として、前者につきましては各事業における知識や経験、後者においては経営的視点や経験を持つことを重視しております。
なお、女性や外国人という視点だけではなく、その人が持つ価値観も多様性の一つと考えており、当社にはない考えを持つことも重要と考えております。また、監査役には法的素養を持つ者、財務会計の素養を持つ者をそれぞれ1名ずつ選任いたします。
取締役会の規模につきましては、活発な議論ができる最大限の人数として、１２名以内と考え定款に定めております。

【補充原則４－１１－２】
兼任状況については株主総会招集ご通知により開示しております。

【補充原則４－１１－３】
[取締役会の実効性評価の実施]
当社は、取締役会の活性化がコーポレートガバナンスひいては企業価値向上のために極めて重要であるとの認識のもと、2016年10月から12月にかけて取締役会の実効性評価を実施しました。評価を行うにあたっては、取締役および監査役全員に対してのアンケート調査と個別インタビューを行い、取締役会に関する問題点と今後の課題についての洗い出しを行いました（外部による評価は行っておりません）。
なお、今後も毎年1回取締役会の実効性評価を行い、取締役会のより一層の活性化を図ってまいります。
評価結果の概要は以下のとおりです。

[評価結果の概要]
<取締役会の構成・社外役員について>
[現状]
取締役会の人数や属性の点において、当社の規模から適正であると考えています。取締役会におけるモニタリング機能の強化を図るため、実質的に牽制力のある社外役員（社外監査役含む）の選任を心がけており、現在では取締役会参加者13名中5名を占めています。
[課題]
社外役員間の情報共有を活性化させるための定期的な会合の開催

<取締役会の運営について>
[現状]
当社の取締役会では、自由に発言できる雰囲気が醸成され、参加者それぞれの知見に基づき活発な発言がなされています。侃々諤々の議論が行われることもしばしばであり、且つ取締役会内で意見が分かれることもあり、取締役会が健全に機能していると考えています。このような雰囲気は、取締役会だけでなく小林製薬グループ全体の企業風土としても定着しており、当社グループにおけるコーポレートガバナンスの実効性を確保する点において非常に重要な意味を持っていると考えています。
また、議長による議事進行、審議時間、取締役会事務局の対応等については概ね問題ないとの評価を得ております。
[課題]
取締役会資料のリスク情報のより一層の明確化

<取締役会の議題について>
[現状]
前述のとおり、取締役会のモニタリング機能を向上させる取り組みを行っているものの、取締役会議題として会社法が求める重要な業務執行案件が多いことも事実です。業務執行案件については、適切なリスクテイクができるよう起案部署による潜在リスクの洗い出し、専門家による意見の聴取、社外役員からの指摘等多面的な視点での審議がなされています。
[課題]
・取締役会のモニタリング機能向上ひいては企業価値向上につなげるため、中期経営計画を含む経営戦略、ESG等に関して議論する時間を割くこと
・重要な執行案件における進捗報告やレビューの充実
・投資家意見の取締役会へのフィードバックを行うこと

<取締役・監査役のトレーニング>
[現状]
社外役員を含む新任役員については、就任直後に新任役員研修を実施しています。(期待される役割・責務に応じてカリキュラムを変更)。また、社外を除く取締役および執行役員を中心に3ヶ月に1回、半日から1日程度の役員研修を実施しています。重要な法改正や大きな経営課題を検討するための前提知識のインプットが主な内容となっています。
[課題]
社外役員を念頭においたトレーニングメニューの開発

【補充原則4－14－2】
新任の取締役および監査役については、新任であるか、独立社外役員であるか等それぞれの役割や各人のスキルに応じた研修を実施しております。また、就任後のトレーニングについては、時機に応じたテーマを設定して、3か月に1度の役員研修を実施し取締役・監査役に必要なスキルの継続的な向上を図っております。

【原則5－1】
当社では、株主を重要なステークホルダーと認識しており、企業価値向上のための建設的な対話を重視しております。当社と株主双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応をとることが重要と考えております。株主の対話の申し込みに対しては随時対応しております。
また、株主との対話の方針は以下のとおりです。
⑴ 企業価値向上に資するため、株主との対話は積極的に行う
⑵ 株主との対話には、株主の属性、対話の時期、当社の経営資源等の諸事情を考慮し、IR部門、IR担当役員、経営トップが必要に応じて行うものとする
⑶ 株主との対話において、企業価値向上に資する株主の意見については、取締役会に対してフィードバックを行う

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林　章浩	9,264,704	11.74
公益財団法人　小林国際奨学財団	6,000,000	7.60
井植　由佳子	5,167,222	6.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223	5,019,600	6.36
渡部　育子	2,520,000	3.19
有限会社　鵬	2,178,000	2.76
株式会社　フォーラム	2,071,000	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,061,500	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,060,800	2.61
宮田　彰久	2,019,900	2.56

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．2016年10月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MFSインベストメント・マネジメント㈱および、その共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーが2016年10月7日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

MFSインベストメント・マネジメント㈱：18,200株(保有割合：0.02%)
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー(共同保有者)：8,495,862株(保有割合：9.99%)

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻　晴雄	他の会社の出身者											
伊藤　邦雄	他の会社の出身者											
佐々木　かをり	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻　晴雄	○	―――	社外取締役の辻晴雄氏は、企業経営に関する豊富な経験や高い見識を有し、経営の監督機能強化に尽力し、経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言するなど、当社から独立した立場でステークホルダーの意見を取締役会に反映してきました。こうした理由により職務を適切に遂行いただけるものと期待したためであります。同氏は、上記aからkまでのいずれの要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しました。

伊藤　邦雄	○	―――	社外取締役の伊藤邦雄氏は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験や企業の社外役員としての経験を多数有しており、会社の持続的な成長と企業価値の向上の観点から経営の監督機能を果たしています。こうした理由により職務を適切に遂行いただけるものと期待したためであります。同氏は、上記aからkまでのずれの要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しました。
佐々木　かをり	○	―――	社外取締役の佐々木かをり氏は、経営者としての実績・見識に加え、国民生活に関連する行政委員としての活動経験や、他社社外役員を歴任するなど、経験も豊富であります。また、国際女性ビジネス会議を長年にわたり開催し、女性活躍推進の先駆者として活躍しています。ダイバーシティの視点でステークホルダーの意見を取締役会に反映するなど、企業価値向上に貢献しています。こうした理由により職務を適切に遂行いただけるものと期待したためであります。同氏は、上記aからkまでのいずれの要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事指名委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である新日本有限責任監査法人は年4回の定例の会合で監査役に対し、決算などの監査に関する内容報告を行っております。また会計監査人は実施した往査の結果など必要に応じて随時、監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井　竜児	弁護士										○			
八田　陽子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井　竜児		同氏は、独立役員としての形式的な要件を満たしていないものの、取締役会等の席において、極めて積極的な発言をしており、高い監督機能を果たしていると考えております。 また、同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に対して法的助言業務を委託しておりますが、同氏は当社からの委託業務は一切担当しておりません。	法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有し、当社の経営判断に対して高度な法律面からの適切な監査をしていただくことを期待したため。
八田　陽子	○	―――	国際税務に関する高い識見および大学の監事としての経験を有していることから、グローバルかつ専門的な視点から適切な監査をしていただくことを期待したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び執行担当所属の税引前当期純利益などの業績指標が報酬の一部に連動しております。
取締役へ付与されたストックオプションの総個数は2013年プランの265個です。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2016年12月期における取締役に対する報酬等の総額は535百万円 (うち社外取締役40百万円) です。

(注)
1．当社取締役は、上記支給額以外に使用人としての給与の支給を受けておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第97期定時株主総会において、年額9億円以内 (うち社外取締役分1億円以内) と決議されております。

なお、2016年12月期における報酬額等の総額が1億円以上である者は以下のとおりです。
代表取締役会長 小林一雅 (205百万円)
代表取締役副会長 小林 豊 (134百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針は、業績向上、担当職務における成果責任達成への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績及び担当職務における成果を報酬額に直接反映させ、業績・成果と連動させることであります。
取締役の報酬等の総額は、報酬年額9億円 (うち社外取締役分1億円) を上限として、目標管理制度に基づき決定しております。担当職務における当該事業年度の成果について、年度初めに目標を設定し、年度末に代表取締役と面接・協議の上、成果評価を決定します。
その成果評価に基づいて、社外取締役、社外有識者及び当社代表取締役等で構成する報酬諮問委員会において協議の上、一定の範囲内で報酬等の額の改定を行なっております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社内取締役及び社外監査役の専任スタッフは設置しておりませんが、運営実務を遂行するための事務局は設置しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜経営と執行の分離＞
当社は、経営と業務執行の分離を進めるため、社長ならびに事業部長以下、執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を取っております。また、取締役会の活性化の観点から取締役の人数の最適化も図っております。

＜監査体制＞
常勤監査役は、経営リスクの早期発見のため、当社の主要会議体への出席、必要な記録へのアクセス、事業部門へのヒアリング等を実施し、経営と執行の監視を行っております。
内部監査部門は、内部統制・リスク管理体制の遵守・整備状況を定期的に確認するともに、新たな課題が発見された場合、具体的な解決策の策定を担当部門に指示、その後の進捗管理を行う等機能の充実に努めております。
また、監査役及び内部監査部門は、内部統制委員会等を通じて内部統制部門と連携し、必要に応じて会計監査人と情報共有し、監査を行っております。

＜内部統制委員会＞
当社は、企業活動における法令順守精神の徹底、強化を図るため「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの意識向上を図っております。また従業員の窓口として「従業員相談室」を社内外に開設し、情報の早期収集・対応にも努めております。
監査役は、内部監査部門と連携し、効率的な監査を行っております。

＜取締役・監査役等の選任と指名に関する方針・手続＞
取締役会には「業務執行上の意思決定」と「業務執行の監督」という二つの機能が存在することを前提として、前者につきましては各事業における知識や経験、後者においては経営的視点や経験を持つことを重視しております。なお、女性や外国人という視点だけではなく、その人が持つ価値観も多様性の一つと考えており、当社にはない考えを持つことも重要と考えております。
執行役員をはじめとする経営陣幹部の選任につきましては、事業部ごとの適材適所を踏まえた上で、取締役につきましては経営全般にわたる幅広い知識と見識を備えるという観点で、人材候補を選び経営会議、人事指名委員会 (社外有識者、社外取締役並びに当社代表取締役等で構成) 及び取締役会の審議を経て選任されております。
監査役につきましては、監査業務に必要な知識と見識を備えた者 (社外監査役については会計的素養、法的素養を持った者) について、取締役会が監査役会の同意を得た上で、候補者の決定を行っております。

＜取締役・監査役等の報酬に関する方針・手続＞
当社の経営陣幹部・取締役の報酬の決定につきましては、業績向上、担当職務における成果責任達成への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績及び担当職務における成果を報酬額に連動させております。また、ストックオプション等中長期的な成果と連動する制度を導入しております。
上記評価に基づいた報酬額の妥当性について、報酬諮問委員会 (社外有識者、社外取締役並びに当社代表取締役等で構成) において協議し、

協議結果を取締役会に付議しております。

なお、当社グループは経営陣に対しても現場の生の声を直接伝える機会を積極的に設けるなど、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレートガバナンスの手段であると考えております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営と執行の分離、意思決定のスピード化、リスクテイクを伴う経営判断が可能となる環境整備という点を重視し、現在のコーポレート・ガバナンス体制をしいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に捉われずできるだけ早期に発送するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主様による議決権行使の利便性向上の一環として、電磁的方法による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家による議決権行使の利便性向上の一環として、議決権電子行使プラットフォームの利用を可能にしております。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所ウェブサイトの当社基本情報において、招集通知（要約）について掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、当社情報開示方針を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR部門が証券会社の支店等で個人投資家説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算発表後東京にて開催し、社長から経営の概況および経営方針、経営戦略、業績について報告・説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信（年4回）、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、中間/期末報告書、アニュアルレポート（和・英）、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	フェアなディスクロージャーを心がけ、広報総務部がIR機能を担っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは行動規範に「並外れた顧客志向」「フェアな企業活動」などステークホルダーを強く意識した内容を明文化しております。また、「グローバルコンプライアンスポリシー」において、各ステークホルダーに対する姿勢を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	毎期、環境に関する取り組み内容他を「社会・環境報告書」にまとめ、当社ホームページにて公開しております。また、内部統制委員会による法令順守体制や人権啓発の教育を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グローバルコンプライアンスポリシー」において、株主への適時適切な情報の開示などを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)
1）当社および当社グループでは、取締役および従業員が、法令遵守の精神と高い倫理観を持って行動することを「グローバルコンプライアンスポリシー」にて定め、役職員全員に配付する「従業員手帳」に記載します。また、コンプライアンスに関するテストおよびアンケートの実施や集合教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。
2）年に2回開催される内部統制委員会(取締役会直轄)において、当社および当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンス上の重要な課題について協議し、その結果を適時取締役会および監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、担当役員が委員長を務め、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役の出席をもって構成・運営します。
3）社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社および当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言および提言体制として、外部識者、社外取締役および取締役等によるアドバイザリーボード、報酬諮問委員会、人事指名委員会等を設置しております。
4）当社および当社グループでは、公益通報者保護法、従業員相談室利用規程に基づき、法令上・企業倫理上の問題等に関する従業員からの相談・通報窓口として従業員相談室を社内と社外弁護士事務所にそれぞれ設置します。また、当該窓口においては当社および当社グループの退職者並びに取引先の従業員からの相談・通報についても受け付け、情報の早期把握および解決に努めます。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
1）文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて適宜これらの規程の見直し等を行います。
2）取締役、監査役または内部監査部門が情報を求めたときは、担当部署は速やかにその情報を提供します。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号)
1）経営リスクマネジメント規程に基づき、取締役会直轄のリスク管理委員会にて、当社および当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議します。
2）リスクマネジメントの推進部署を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社および当社グループ各社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証およびリスク情報の一元管理を行います。
3）平時においては、各部門およびグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組みます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部署から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗報告を実施します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。なお、有事においては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。また、新型インフルエンザや自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成を実施します。
4）内部監査部門は経営企画部門からリスク管理委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役社長に報告します。また、監査役、リスク管理委員会および各業務執行部門長に適宜報告します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
2）業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、執行役員制を導入しております。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入しております。
3）中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定した上で、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。
4）取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

5．当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
1）当社は関係会社管理規程を定め、当社と当社グループ各社間において、業務の適正を図るための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化します。
2）内部監査部門は、以下の項目につき当社および当社グループ各社の監査を行い、その結果を毎月代表取締役社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。
(1)コンプライアンス監査
(2)内部統制監査
(3)資産の保全
(4)会計監査
(5)危機管理
(6)業務監査
(7)個人情報保護監査
(8)特命監査
(9)その他
3）当社から当社主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、当社グループ各社の健全性を確保します。
4）当社および当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。
5）当社および当社グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および使用人に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)
監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、決定します。

7．前項の使用人の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)
監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取

締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)
1）監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項（従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む）を、当社および当社グループの取締役および該当部署が適時報告します。
2）監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会および内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。
3）監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループの取締役又は該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。
4）上記1）～3）にて監査役に報告をした者は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社および当社グループの役職員に周知します。

9．その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)
1）代表取締役社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。
2）会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。
3）内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。
4）監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。
5）監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の通り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および従業員に対しては、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年5月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保･向上を目的として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防ぐための当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議し、本対応策は2007年6月28日開催の第89期当社定時株主総会において株主の皆様からご承認を頂きました。
その後も取締役会において買収防衛策に関する動向等を勘案しながら本対応策について検討を進め、2010年5月27日開催の取締役会において第92期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本対応策の一部を変更した上で継続することを決定し、2010年6月29日開催の第92期当社定時株主総会において株主の皆様からご承諾をいただきました。さらに2013年5月27日開催の取締役会において第95期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本対応策の一部を変更した上で継続することを決定し、2013年6月27日開催の第95期当社定時株主総会において株主の皆様からご承諾をいただきました。加えて、2016年5月20日開催の取締役会において第98期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本対応策の継続を決定し、2016年6月29日開催の第98期当社定時株主総会において株主の皆様からご承諾をいただきました。
当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）につきましては、当社株式の大規模買付者に対して十分な情報提供および適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行なえるようにするためのルールを定めるものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かについて株主の皆様の機会を奪うものではありません。
なお、承認いただきました対応策は2016年6月29日から2019年3月31日までに開催される第101期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

